

**令和 7・8 年度栃木県地震被害想定調査等業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 業務概要

- (1) 業務名
令和 7・8 年度栃木県地震被害想定調査等業務
- (2) 業務内容
別添「令和 7・8 年度栃木県地震被害想定調査等業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和 8（2026）年 6 月 30 日（火）まで
※ 令和 7（2025）年度、令和 8（2026）年度の 2 か年度
- (4) 委託料限度額
77,990,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
【内訳】
令和 7（2025）年度 62,400,000 円
令和 8（2026）年度 15,590,000 円
※ 応募に要する経費は含まず、応募者の負担とする。
- (5) 担当所属及び問合せ先
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号（栃木県庁舎本館 8 階）
栃木県危機管理防災局危機管理課総務企画担当
電話：028-623-2695 E-mail：kikikanri@pref.tochigi.lg.jp

2 参加資格

企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 応募者に関すること
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22（1947）年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札参加資格者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
 - イ 競争入札参加資格等（平成 8（1996）年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。なお、資格を有していない者は、企画提案書の提出期限までに当該資格を取得すること。
 - ウ プロポーザルの公告日から契約の相手方の決定日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22（2010）年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - エ 民事再生法（平成 11（1999）年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14（2002）年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16（2004）年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

オ 栃木県暴力団排除条例（平成 22（2010）年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当しない者であること。

(2) 過去実績に関すること

平成 26（2014）年度以降（過去 11 年間）に、他都道府県において地震被害想定調査業務又はこの類似業務を 2 件以上受注実績があり、全て完了していること。

(3) 担当する技術者に関すること

ア 管理技術者として、技術士法に基づく技術士資格（総合技術監理部門：応用理学または建設）を保有しており、地震被害想定調査に精通している、かつ、高度の技術を有する者を配置できること。

イ 担当技術者として、平成 26（2014）年度以降（過去 11 年間）に、他都道府県において完了した地震被害想定調査業務又はこの類似業務の実績を 2 件以上有している者を配置できること。

(4) 業務の再委託や外部発注等に関すること

本業務の主たる業務について、再委託や外部発注等を行うことなく、応募者単独で実施体制を組めること。

3 プロポーザル実施スケジュール

(1) 実施要領等の公表

令和 7（2025）年 6 月 13 日（金）

(2) 実施内容等に関する質問受付期限

令和 7（2025）年 6 月 20 日（金）午後 5 時必着

(3) 質問に対する回答（予定）

令和 7（2025）年 6 月 26 日（木）

(4) 参加表明書等の提出期限

令和 7（2025）年 6 月 30 日（月）午後 5 時必着

(5) 参加資格審査結果の通知

令和 7（2025）年 7 月 2 日（水）

(6) 企画提案書等の提出期限

令和 7（2025）年 7 月 8 日（火）午後 5 時必着

(7) 企画提案審査（プレゼンテーション及びヒアリングの実施）

令和 7（2025）年 7 月 16 日（水）

(8) 企画提案審査結果の通知

令和 7（2025）年 7 月 18 日（金）

4 実施要領等の配布

栃木県公式ホームページ（産業・しごと一入札・公売一入札・公募（業務委託））からダウンロードすること。

(URL) <https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>

5 質問の受付及び回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）により受け付ける。

(1) 受付期間

令和7（2025）年6月13日（金）から令和7（2025）年6月20日（金）

(2) 提出方法

電子メールにより、1(5)に提出すること。

(3) 回答期日（予定）

令和7（2025）年6月26日（木）

(4) 回答方法

質問及び回答は、栃木県公式ホームページに掲載する。

6 参加表明書等の提出書類、提出期限、提出先、提出方法及び留意事項

企画提案への参加を希望する場合は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（別記様式2）

イ 参加資格確認書（別記様式3）

ウ 過去業務実績一覧（別記様式4）

エ 業務実施体制図（任意様式）

(2) 提出期限

令和7（2025）年6月30日（月）午後5時必着

※ 提出期限後に提出された書類は無効とする。

(3) 提出先

1(5)を提出先とする。

(4) 提出方法

持参、郵送（書留郵便等により提出期限までに必着とすること。）、又は電子メールにより提出すること。

※ 郵送又は電子メールの場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※ 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和7（2025）年7月8日（火）午後5時までに辞退届（別記様式5）を提出すること。

(5) 留意事項

ア 申込者について

- ・ 本業務は、単独の事業者が参加申込をすること。

イ 過去業務実績一覧について

- ・ 過去業務実績一覧は、平成26（2014）年度以降（過去11年間）に他都道府県で実施した地震被害想定調査業務又はこの類似業務の実績について、具体的に記載すること。

※ 業務名、契約金額、履行期間、発注機関名、業務概要、技術的特徴

7 企画提案書等の提出書類、提出期限、提出先、提出方法及び留意事項

企画提案に応募する場合は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（別記様式6）
- イ 企画提案書本体（任意様式）
- ウ 作業スケジュール（任意様式）
- エ 過去業務実績一覧（別記様式4）
- オ 業務実施体制図（任意様式）
- カ 会社案内パンフレット等の会社概要が分かるもの
- キ 見積書（任意様式）

(2) 提出期限

令和7（2025）年7月8日（火）午後5時必着

(3) 提出先

1 (5)を提出先とする。

(4) 提出方法

持参、郵送（書留郵便等により提出期限までに必着とすること。）により提出すること。

※ 郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

(5) 留意事項

ア 企画提案書について

- ・ 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。
- ・ 企画提案書は、片面・カラー印刷とすること。
- ・ 企画提案書の提出部数は、正本1部、副本6部とする。なお、審査の公正を期するため、副本には参加者名（参加者を容易に類推できる表示を含む。）を記入しないこと。
- ・ 企画提案審査では、企画提案書に基づきプレゼンテーションを行っていただくため、プレゼンテーションに適した様式で作成すること。
- ・ 企画提案書のページ数に制限は設けないが、プレゼンテーションの時間内に収まるように考慮すること。
- ・ 企画提案書は、別添「令和7・8年度栃木県地震被害想定調査等業務委託仕様書」及び「9 企画提案内容」に示す企画提案審査の内容を十分理解したうえで作成すること。

イ 作業スケジュールについて

- ・ 作業スケジュールは、令和7（2025）年8月1日（仮）に契約したものとして、「1 (3) 委託期間」に示す期間について記載すること。

ウ 過去業務実績一覧、業務実施体制図について

- ・ 参加表明書等を提出した様式と同じものを提出すること。

エ 見積書について

- ・ 栃木県知事宛ての見積書の正本 1 部を提出すること。

なお、見積書には見積額の内訳を記載するとともに、企画提案書の見積額と整合させること。

オ その他

- ・ 企画提案書作成に当たり、前回調査結果を参照したい場合は、栃木県公式ホームページ「栃木県地震被害想定調査について」を参照すること。

(URL) <https://www.pref.tochigi.lg.jp/101/kouhou/20130516jisinhigaisouteityousa.html>

8 企画提案書等提出書類の取扱い

- (1) 提出期限後は、提出書類の変更、差し替え、再提出若しくは撤回を認めない。
- (2) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (3) 企画提案書等は、栃木県情報公開条例（平成 11（1999）年栃木県条例 32 号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- (4) 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- (5) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て参加者の負担とする。
- (6) 参加者は、企画提案書等の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- (7) 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- (8) 提出された企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- (9) 企画提案書等の著作権は、参加者に帰属する。
- (10) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は参加者が負う。

9 企画提案内容

企画提案内容は、次のとおりとする。なお、本業務の目的等を踏まえ、下記に記載されていない内容に創意工夫をし、企画提案書でアピールすることも可能である。

- (1) 本業務の全体計画及び実施体制

本業務を実施するに当たっての事業計画等スケジュール及び実施体制について記載すること。

なお、全体として、円滑かつ迅速な業務実施に配慮した計画を提案すること。

- (2) 栃木県の地域特性を踏まえた地震被害想定調査の考え方

東日本大震災や熊本地震、令和 6 年能登半島地震等、近年国内で発生した地震災害で明らかになった課題や国の被害想定を十分に把握し、栃木県の地域特性に配慮した被害想定の方考え方を提案すること。

- (3) 想定地震の選定

別添「令和 7・8 年度栃木県地震被害想定調査等業務委託仕様書」第 1 章 7 (4)、

(5) 及び(6)について、本県に大きな影響を及ぼす地震モデルの選定理由等を詳細に提案すること。

(4) 基礎データの収集・整理手法及びデータの活用に関すること

基礎データの収集・整理手法及び収集・分析した被害想定データについて、栃木県及び県内市町の地震防災対策の活用することも考慮したデータの更新性及び移行性について提案すること。

(5) 自然災害調査に関すること

震源モデル、地盤モデルの作成方法及び本県の地域特性を踏まえた最適な地震動、液状化、土砂災害の予測計算手法について、どのような点に配慮し、最適な手法を選定したか具体的に記載すること。

(6) 社会的災害調査に関すること

別添「令和7・8年度栃木県地震被害想定調査等業務委託仕様書」第3章3(2)に係るその他の被害想定項目について記載するとともに、選定理由及び最適な予測計算手法について具体的に記載すること。

(7) 地震防災対策に関すること

本県が取り組むべき効果的な地震防災対策の方向性を整理するために、防災課題の抽出・整理及び地震防災対策の効果検証の方法について、具体的に記載すること。

また、本県が取り組むべき効果的な地震防災対策の方向性をとりまとめた資料のイメージについて提案すること。

(8) 普及啓発の検討に関すること

地震被害想定調査の調査結果をわかりやすく県民へ普及啓発するための活用方法について、具体的かつ有効的な啓発手法を提案すること。

(9) 所要経費

限られた予算内で最大限の効果を出すための工夫について、提案があれば記載すること。

10 審査項目

企画提案審査に係る審査項目は、以下のとおりとする。

- (1) 本業務と同様の業務又は類似業務の調査実績
- (2) 全体計画及び実施体制
- (3) 栃木県の地域特性を踏まえた被害想定調査の考え方
- (4) 想定地震の選定
- (5) 基礎データの収集・整理及びデータの活用
- (6) 震源モデル、地盤モデルの作成及び地震動、液状化、土砂災害予測計算手法
- (7) その他被害想定項目
- (8) 地震防災対策
- (9) 普及啓発
- (10) 所要経費

(11) プレゼンテーション

11 企画提案審査（プレゼンテーション及びヒアリングの実施）

企画提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを以下のとおり実施する。

(1) 審査日

令和 7（2025）年 7 月 16 日（水）

(2) 時 間

1 者につき 40 分以内（プレゼンテーション 30 分程度、ヒアリング 10 分程度）

(3) 審査項目

別添「令和 7・8 年度栃木県地震被害想定調査等業務委託公募型プロポーザル企画提案審査基準」のとおり

(4) 実施方式等

ア 企画提案審査は、非公開で実施する。

イ 企画提案審査の実施場所、実施時刻、準備物等は、参加資格結果通知と併せて連絡する。

ウ 参加者は、企画提案書本体（7 (1) により提出された副本と同一のものに限る。）を大画面モニターに投影することができる。

(5) 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する参加者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が 1 (4) の委託料限度額の上限を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を行った場合

カ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

12 企画提案審査結果の通知

企画提案審査後、参加者全員に (2) の通知内容を通知する。また、(3) の公表内容について、栃木県公式ホームページに掲載する。なお、選定経過に係る異議は、一切受け付けない。

(1) 通知日

令和 7（2025）年 7 月 18 日（金）

(2) 通知内容

選定又は非選定の結果

(3) 公表内容

プロポーザル参加者数、契約候補者の名称及び選定理由

13 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について、再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 栃木県は、本業務の実施に当たり、関係機関等との調整状況等に応じて、企画提案内容等の変更を求めることがある。
- (3) 本業務における成果品（著作権及び使用权を含む。）は、全て栃木県に帰属するものとする。なお、栃木県が成果品を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
- (4) 契約代金の支払いについては、原則精算払いとする。
- (5) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を契約候補者とする。